



平成 27 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名	大王製紙株式会社	
代表者名	代表取締役社長	佐光 正義
コード番号	3880 東証第一部	
問合せ先	執行役員財務部長	木村 洋介
TEL	03-6895-1025	

2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 1 日開催の取締役会において、2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）社債額面金額合計額 300 億円の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、平成 26 年度を最終年度とする第一次中期事業計画（Restart～確かな変革、更なる成長）において、経営基盤の再構築、徹底したコストダウンと品種シフトによる洋紙事業の収益改善、板紙・段ボール事業の強化、ホーム&パーソナルケア事業の拡大等の各種施策を推進してまいりました。グループ全体で取り組みを進めた結果、経常利益の達成率は 97%と若干未達となりましたが、売上高、有利子負債を始めとする他の経営目標はすべて達成いたしました。

現在は、平成 27 年 5 月に公表いたしました「第二次中期事業計画（Step-up～飛躍と拡大）」（以下「第二次中期事業計画」という。）に基づき、洋紙事業の構造転換、板紙・段ボール事業の強化、ホーム&パーソナルケア事業の更なる成長と加速、徹底したコストダウン、人材活用の効率化・多様化、更なる財務体質の強化といった施策に全社一丸となって取り組んでいるところであります。

特に、ホーム&パーソナルケア事業では、国内でベビー・大人用紙おむつを中心とした拡販を進めるとともに、成長著しいアジア市場を中心とする海外においても事業拡大を推進しております。また、板紙・段ボール事業では、昨年秋に板紙新マシンが営業運転を開始したとともに、本年 4 月に 1 社 13 工場に統合した大王パッケージ株式会社の総合力強化による事業拡大を図ってまいります。

加えて、当社グループの持続的な成長に向けて、新素材の開発、エネルギー事業の拡大、資源事業の活用等、新たな事業の基盤構築にも積極的に取り組んでまいります。

第二次中期事業計画に基づくこれらの成長戦略の推進において必要となる資金需要に対応し、当面の資金調達コストを低減しつつ調達手段の多様化を図るために、今般、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

当社グループは、上記施策の推進を通じて更なる収益力向上と財務体質の改善、より強固な経営基盤の確立を実現し、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金につきましては、以下のとおり充当することを予定しております。

- ① 当社グループの成長分野であるホーム&パーソナルケア事業において、当社可児工場並びに当社の連結子会社であるエリエールプロダクト株式会社三島工場及びいわき工場等の生産設備の拡充並びに倉

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

庫新設・拡張等を目的とした設備投資資金として、平成 28 年 3 月期末までに約 40 億円、平成 29 年 2 月末までに約 30 億円、合計約 70 億円。

なお、これらの設備投資により、当社グループにおける国内生産能力は、キッチンタオル：約 15%増、ベビー用紙おむつ：約 10%増、大人用紙おむつ：約 10%増、ウェット製品：約 100%増となる予定であります。

- ② 第二次中期事業計画における強化領域である段ボール事業において、当社の連結子会社である大王パッケージ株式会社を通じて、競争力強化を目的とした各生産拠点における生産設備の増強・設備更新等の設備投資資金として、平成 28 年 3 月期末までに約 20 億円、平成 29 年 3 月期末までに約 30 億円、平成 29 年 11 月末までに約 20 億円、合計約 70 億円。

なお、これらの設備投資により、当社グループにおける段ボールケースの国内生産能力は約 25%増となる予定であります。

- ③ 再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) を利用した三島工場での黒液発電所プラント (発電能力：約 60,000kW) 建設資金の一部として、平成 29 年 3 月期末までに約 60 億円、平成 30 年 3 月期末までに約 30 億円、合計約 90 億円。

- ④ 紙・板紙事業における競争力強化を目的として、当社グループの主力工場である三島工場及び可児工場の設備更新等の設備投資資金として、平成 28 年 3 月期末までに約 10 億円、平成 29 年 3 月期末までに約 10 億円、合計約 20 億円。

- ⑤ 残額については、平成 27 年 12 月 17 日に償還期限を迎える第 16 回無担保普通社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記資金使途のうち、当社子会社における設備投資につきましては、当社からの融資により資金を充当する予定であります。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、第二次中期事業計画に基づく成長投資等の必要資金を確保するにあたり、既に第二次中期事業計画にて公表いたしました財務戦略の通り当面の資金調達コストを低減しつつ調達手段の多様化を図るとともに、既存株主の皆様にも配慮し希薄化を抑制しながらも将来の経営環境や財務状況に応じた柔軟な資本拡充を図ることができる資金調達を行うことが企業価値向上に最適であると判断し、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンかつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、社債としての金利負担が無く、資金調達コストの極小化が図られること。
- ② 海外市場における投資家を対象とすることで、従来の国内市場における資金調達に加えて、調達手段の多様化につながる。
- ③ 発行後 2 年目以降に当社が行使可能となる 130%コールオプション (ソフトコール条項)、及び 3 年目以降に当社が行使可能となるコールオプション (ハードコール条項) を付与することにより、当社の選択により本新株予約権付社債の株式への転換の促進が図れることで、将来的な自己資本拡充効果が期待されること。
- ④ 時価を上回る転換価額を設定することで、株式への転換は、主に将来の株価上昇等の局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 大王製紙株式会社2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、
新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 払 込 金 額 未定(各本社債の額面金額1,000万円)。本社債の発行価額(払込金額)
は、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動
向等を勘案して決定する。但し、本社債の発行価額(払込金額)は、
本社債の額面金額の100.5%を下回ってはならない。
3. 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
払 い 込 む 金 銭
4. 社 債 の 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2015年9月17日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Morgan Stanley & Co.
International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とす
る幹事引受会社(以下「共同主幹事引受会社」という。)の総額個別買
取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を
除く。)における募集。但し、買付けの申込みは、本新株予約権付社債
に関して当社と共同主幹事引受会社との間で締結される引受契約書の
締結日(以下「条件決定日」という。)の翌日午前8時(日本時間)
までに行われるものとする。
 - (2) 新 株 予 約 権 付 社 債 の 未定。本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)は、当社の代表取
募 集 価 格 (発 行 価 格) 締 役 社 長 又 は 代 理 人 が 投 資 家 の 需 要 状 況 及 び 市 場 動 向 等 を 勘 案 し て 決
定 する。但し、本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)は、本社
債の額面金額の103.0%を下回ってはならない。
6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
 - (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 である 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元
株 式 の 種 類 、 内 容 及 び 数 株式数 1,000株。なお、当社は、本新株予約権付社債の発行を決議し
た取締役会において、2015年10月1日を効力発生日として、単元株式
数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更決議を行っている。)と
し、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求
に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数
とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金に
よる調整は行わない。
 - (2) 発 行 す る 新 株 予 約 権 3,000個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記7
の 総 数 (4)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償
を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債
の額面金額の合計額を1,000万円で除した個数の合計数
 - (3) 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2015年9月17日
 - (4) 新 株 予 約 権 の 行 使 に (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

際して出資される財産
の内容及びその価額

社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、条件決定日における当社普通株式の終値に 1.0 を乗じた額を下回らないものとする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により
株式を発行する場合に
おける増加する資本金
及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使する
ことができる期間
2015 年 10 月 1 日から 2020 年 9 月 3 日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記 7(3) (ロ) 記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7(3) (ロ) ④において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記 7(3) (ハ) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7(3) (ニ) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2020 年 9 月 3 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等（下記7(3)（ロ）⑤に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記7(3)（ロ）⑤（b）記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

- ⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

- (9) 新株予約権と引換えに 本新株予約権は、本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債の払込みを要しないこととする理由 は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
- (2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (3) 本社債の償還の方法及び期限 (イ) 満期償還
2020年9月17日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。
- (ロ) 本社債の繰上償還
①130%コールオプション条項による繰上償還
2017年9月15日以降、当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日に

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

わたり当該各取引日に適用のある上記 6(4) (ロ) 記載の転換価額の 130%以上であった場合、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記⑤若しくは⑦に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は⑥ (i) 乃至 (iv) に規定される事由が発生した場合には、以後本①に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

②コールオプション条項による繰上償還

2018 年 9 月 14 日以降満期償還日の前日まで、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記⑤若しくは⑦に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は⑥ (i) 乃至 (iv) に規定される事由が発生した場合には、以後本②に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

③クリーンアップ条項による繰上償還

本③の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記⑤若しくは⑦に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑥ (i) 乃至 (iv) に規定される事由が発生した場合には、以後本③に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

④税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記⑤若しくは⑦に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑥(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本④に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

⑤組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a) 上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする(但し、償還日が2020年9月4日以降、2020年9月16日まで

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。) 。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6(4) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

⑥上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする。(但し、償還日が 2020 年 9 月 4 日以降、2020 年 9 月 16 日までとなる場合、償還金額は本社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債の額面金額の 100%とする。)) で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑥に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本⑥に記載の償還義務と上記⑤又は下記⑦に記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記⑤又は下記⑦の手続が適用されるものとする。

⑦スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合又は当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日から東京における 14 営業日目の日より前に株式売渡請求に基づく特別支配株主による株式の取得が行われる場合には、かかる償還日は当該株式の取得日より前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記⑤に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする。)(但し、償還日が 2020 年 9 月 4 日以降、2020 年 9 月 16 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)で繰上償還す

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

るものとする。

(ハ) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(ニ) 期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、信託証書又は本社債の規定に関する契約違反、当社又はその主要子会社についての元本 10 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産若しくは清算の判決、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の 100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(6)記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前 11 時現在の 3 ヶ月円預金に係るオファード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(ホ) 償還場所

下記(6)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人又は下記(7)記載の名簿管理人の所定の事務所において支払う。

- (4) 新株予約権付社債の券面 「本新株予約権付社債券」という。)を發行するものとする。
- (5) 無記名式新株予約権付社債券 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (6) 新株予約権付社債に係る主支払・新株予約権行使請求受付代理人 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
- (7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人 MUFU Union Bank, N.A.
- (8) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで發行される。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の發行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

8. 特

約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、（a）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に又はあらかじめ付す場合又は（b）受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券によって表章される現在又は将来の債務のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

- | | | | | |
|-------|---|---|---|-------------------------------|
| 9. 取 | 得 | 格 | 付 | 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。 |
| 10. 上 | 場 | 取 | 引 | 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。 |
| 11. そ | の | 他 | 当 | 社普通株式に関する安定操作取引は行わない。 |

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金につきましては、以下のとおり充当することを予定しております。

- ① 当社グループの成長分野であるホーム&パーソナルケア事業において、当社可児工場並びに当社の連結子会社であるエリエールプロダクト株式会社三島工場及びいわき工場等の生産設備の拡充並びに倉庫新設・拡張等を目的とした設備投資資金として、平成 28 年 3 月期末までに約 40 億円、平成 29 年 2 月末までに約 30 億円、合計約 70 億円。
なお、これらの設備投資により、当社グループにおける国内生産能力は、キッチンタオル：約 15%増、ベビー用紙おむつ：約 10%増、大人用紙おむつ：約 10%増、ウェット製品：約 100%増となる予定であります。
- ② 第二次中期事業計画における強化領域である段ボール事業において、当社の連結子会社である大王パッケージ株式会社を通じて、競争力強化を目的とした各生産拠点における生産設備の増強・設備更新等の設備投資資金として、平成 28 年 3 月期末までに約 20 億円、平成 29 年 3 月期末までに約 30 億円、平成 29 年 11 月末までに約 20 億円、合計約 70 億円。
なお、これらの設備投資により、当社グループにおける段ボールケースの国内生産能力は約 25%増となる予定であります。
- ③ 再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) を利用した三島工場での黒液発電所プラント (発電能力：約 60,000kW) 建設資金の一部として、平成 29 年 3 月期末までに約 60 億円、平成 30 年 3 月期末までに約 30 億円、合計約 90 億円。
- ④ 紙・板紙事業における競争力強化を目的として、当社グループの主力工場である三島工場及び可児工場の設備更新等の設備投資資金として、平成 28 年 3 月期末までに約 10 億円、平成 29 年 3 月期末までに約 10 億円、合計約 20 億円。
- ⑤ 残額については、平成 27 年 12 月 17 日に償還期限を迎える第 16 回無担保普通社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記資金使途のうち、当社子会社における設備投資につきましては、当社からの融資により資金を充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、業績の状況や内部留保の充実等を勘案しながら安定的な配当を継続することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、新規分野への先行投資、将来の企業競争力を高める設備投資、財務体質の改善等企業基盤の一層の強化を図るべく有効に活用する所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	126.51円	51.52円	93.48円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	8.50円 (4.00円)	8.50円 (4.00円)	8.50円 (4.00円)
実績連結配当性向	6.7%	16.5%	9.1%
自己資本連結当期純利益率	16.8%	6.1%	10.0%
連結純資産配当率	1.1%	1.0%	0.9%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成26年6月17日	12,684百万円	36,757百万円	35,744百万円	(注) 1.
平成26年6月17日	3,997百万円	38,756百万円	37,742百万円	(注) 2.
平成26年7月16日	1,902百万円	39,707百万円	38,694百万円	(注) 3.

- (注) 1. 有償一般募集によるものです。
2. 上記(注)1.の有償一般募集に関連して行われた北越紀州製紙株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）です。
3. 上記(注)1.の有償一般募集に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した主幹事会社を割当先とする第三者割当によるものです。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	494円	577円	1,240円	1,017円
高 値	697円	1,256円	1,247円	1,701円
安 値	390円	503円	864円	1,016円
終 値	577円	1,239円	1,030円	1,517円

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

株価収益率（連結）	4.6 倍	24.0 倍	11.0 倍	—
-----------	-------	--------	--------	---

（注） 1. 平成 28 年 3 月期の株価については、平成 27 年 8 月 31 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成 28 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

- ③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

（3）ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、共同主幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、株式分割による当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。